

○情報公開規程

平成21年 7月27日
理事会決定 法人第7号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人文化財建造物保存技術協会（以下、「協会」という。）が、定款第64条の規定に基づき、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、協会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(協会の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という。）第21条第5項の規定に従うほか、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条の規定により事務所備置き資料を閲覧ないし謄写した者は、これによって得た情報を、この規定の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 情報公開は、その対象となる情報に応じ、公告又は公表を行うほか、資料の事務所備置き又はインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第5条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第331条の規定に基づき、定款第66条の定める方法により、必要な情報について、公告するものとする。

(公表)

第6条 一般社団・財団法人法第128条第3項及び公益法人認定法第20条第2項の規定に従い、貸借対照表及び役員等報酬規程（理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準）について、公表するものとする。

2 前項による公表は、貸借対照表については第9条に定めるインターネットによる方法により、役員等報酬規程については次条に定める資料の事務所備置きの方法により、それぞれ行うものとする。

(資料の事務所備置き)

第7条 別表第一に掲げる資料について、当該資料を主たる事務所に備え置き、正当な理由を有する者に対し、同所においてその閲覧ないしその一部の謄写に供するものとする。

2 別表第一に掲げる資料中備置き期間を表示しているものについては当該備置き期間分の資料を、備置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する。

3 第1項による閲覧等の日時は、協会の休日以外の日午前9時から午後5時

まで（午後0時から1時までを除く。）とする。ただし、協会において、正当な理由があるときは閲覧等希望者に対し、その日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第8条 閲覧等希望者から別表第一に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

一 様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。

二 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧等受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。

三 閲覧した者ないし謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、別表第一の謄写の可否の欄に従い、可とするものについては実費負担を求め、これに応じるとともに、様式2に必要事項を記載する。

（インターネットによる情報公開）

第9条 別表第二に掲げる資料について、協会ホームページにおいて、当該最新の資料を公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表については、各定時評議員会の終結の日から5年間、公開するものとする。

（評議員等に対する情報公開）

第10条 評議員及び債権者に対する情報公開については、この規程に定めるもののほか、一般社団・財団法人法の定めるところに従い、行うものとする。

（管理）

第11条 情報公開に関する事務は、総務企画部が管理する。

（その他）

第12条 定款及びこの規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 （制定 平21.7.27）

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成21年7月27日）から施行する。

別表第一

資 料 名	期 間	謄写の可否
○定款		可
○役員等報酬規程〈報酬等の支給の基準〉	5年間	〃
○上記以外の主な規程		〃
○役員等名簿	5年間	〃
○事業計画書	当該年度の末日まで	〃
○収支予算書	〃	〃
○資金調達及び設備投資の見込み書	〃	〃
○事業報告書及びその付属明細書	5年間	〃
○組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの及びその計算の明細	〃	〃
○正味財産増減計算書及びその付属明細書	〃	〃
○貸借対照表及びその付属明細書	〃	〃
○財産目録	〃	〃
○監査報告書	〃	〃
○特定費用準備資金に関する事項	〃	否
○公益資産取得資金に関する事項	〃	〃
○使途指定寄付金に関する事項	〃	〃

別表第二

資 料 名
○定款
○情報公開規程
○役員等名簿
○組織図
○事業計画書
○収支予算書〈要旨〉
○事業報告書
○正味財産増減計算書〈要旨〉
○貸借対照表
○財産目録〈要旨〉

(注) 貸借対照表については、各定時評議員会の終結の日から5年間、公開する。